

八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例  
施行規則

平成26年12月26日

規則第54号

改正 平成27年3月31日規則第51号 平成28年3月31日規則第36号

平成30年3月30日規則第18号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（第3条・第4条）
- 第3章 療養介護（第5条・第6条）
- 第4章 生活介護（第7条 第16条）
- 第5章 短期入所（第17条 第25条）
- 第6章 自立訓練（機能訓練）（第26条 第34条）
- 第7章 自立訓練（生活訓練）（第35条 第43条）
- 第8章 就労移行支援（第44条 第46条）
- 第9章 就労継続支援A型（第47条 第50条）
- 第10章 就労継続支援B型（第51条・第52条）
- 第11章 就労定着支援（第53条）
- 第12章 自立生活援助（第54条）
- 第13章 共同生活援助（第55条 第62条）
- 第14章 多機能型に関する特例（第63条）
- 第15章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第64条  
第66条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、八王子市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第47号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援

するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び条例において使用する用語の例による。

## 第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

（共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第3条 条例第43条の2の市規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所（八王子市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第56号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準）

第4条 条例第43条の3の市規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

## 第3章 療養介護

（従業者の配置の基準）

第5条 条例第50条第1項の市規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) アからエまでに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該アからエまでに定める員数とすること。

ア 医師 健康保険法第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準（平成10年厚生省告示第210号）に規定する数以上

イ 看護職員( 条例第 5 0 条第 1 項第 2 号に規定する看護師、准看護師又は看護補助者をいう。以下この号において同じ。) 指定療養介護の単位( 指定療養介護であって、その提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条において同じ。) ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 2 で除して得た数以上

ウ 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 4 で除して得た数以上。ただし、看護職員が常勤換算方法で、利用者の数を 2 で除して得た数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を 2 で除して得た数を控除して得た数を生活支援員の数に含めることができる。

エ サービス管理責任者 (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 利用者の数が 6 0 以下の場合 1 以上

(イ) 利用者の数が 6 0 を超える場合 1 に、利用者の数が 6 0 を超えて 4 0 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

(2) 前号の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に指定療養介護事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

(3) 第 1 号に規定する従業者( 同号ア及びイに掲げる者を除く。) は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(4) 第 1 号ウの生活支援員のうち、1 人以上は、常勤の者とする。

(5) 第 1 号エのサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤の者とする。

2 条例第 5 0 条第 3 項の市規則で定める基準は、指定療養介護事業者が指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するために必要な人員を確保していることとする。

( 便宜に要する費用の内容 )

第 6 条 条例第 5 9 条第 3 項の市規則で定める費用の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 日用品費

(2) 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

#### 第4章 生活介護

##### ( 従業者の配置の基準 )

第7条 条例第78条の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員( 条例第78条第2号に規定する看護職員をいう。以下この条、第26条、第35条及び第64条において同じ。 ) 理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位( 指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。以下この条及び附則第2条において同じ。 ) ごとに、常勤換算方法で、( ア ) から( ウ ) までに掲げる利用者の平均障害支援区分( 厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。 ) に応じ、それぞれ( ア ) から( ウ ) までに定める数以上とすること。

(ア) 利用者の平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除して得た数

(イ) 利用者の平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数

(ウ) 利用者の平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数

イ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

エ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

(3) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下の場合 1以上

イ 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に指定生活介護事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

3 第1項各号に規定する従業者( 条例第78条ただし書の規定により、第1項第2号の理

学療法士又は作業療法士に代えて置かれる機能訓練指導員を含む。)は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(設備)

第8条 条例第81条第1項の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有するとともに、必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所及び便所 利用者の特性に応じたものであること。

(便宜に要する費用の内容)

第9条 条例第83条第3項の市規則で定める費用の額は、次に掲げるとおりとし、第1号に定める費用の額については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 創作的活動に係る材料費

(3) 日用品費

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第10条 条例第93条の2の市規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定児童発達支援事業所(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。)第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下「指定児童発達支援事業所等」という。)の従業者の員数が当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援(指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。)又は指定放課後等デイサービス(指定通

所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。) (以下「指定児童発達支援等」という。)を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第11条 条例第93条の3の市規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業所(八王子市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成25年八王子市条例第17号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。)第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定通所介護事業所等」という。)の食堂及び機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第101条第1項又は指定地域密着型サービス基準条例第59条の5第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第98条に規定する指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)(以下「指定通所介護等」という。)の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第12条 条例第93条の4の市規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第91条第1項に規定する指定

看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(八王子市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成25年八王子市条例第18号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項若しくは第191条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。)の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準第54条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。)若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準第71条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第30条及び第39条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第191条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第15条において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)にあっては、18人)以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第81条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第190条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準条例第82条第1

項若しくは第191条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第30条及び第39条において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準条例第86条第2項第1号若しくは第195条第2項第1号又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第48条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第82条若しくは第191条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第13条 第9条の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

(基準該当生活介護の基準)

第14条 条例第94条の市規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)

(以下「指定通所介護事業者等」という。)であつて、地域において生活介護が提供さ



れていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数を指定通所介護等の利用者の数とした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
  - (3) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
  - (4) 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- (指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第15条 条例第95条の市規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第24条、第33条及び第42条において同じ。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第1項に規定する登録者を除く。以下同じ。)の数と条例第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第130条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは条例第141条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第24条、第33条及び第42条において同じ。)にあっては、18人)以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と条例第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第130条の2の規定により基

準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは条例第141条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する、通いサービスの利用者の数並びに条例第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第130条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは条例第141条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を通いサービスの利用者の数とした場合における指定地域密着型サービス基準条例第82条又は第191条に規定する基準を満たしていること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮するために必要な広さを有すること。
- (5) 条例第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第16条 第9条の規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

## 第5章 短期入所

### ( 従業者の配置の基準 )

第17条 条例第98条第1項の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- (1) 条例第98条第1項第1号に掲げる場合 当該入所施設等(同号に規定する入所施設等をいう。次項において同じ。)の利用者の数及び併設事業所(同項に規定する併設事業所をいう。)の利用者の数の合計数を当該入所施設等の利用者の数とした場合において、当該入所施設等として必要とされる数以上
- (2) 条例第98条第1項第2号に掲げる場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練(条例第98条第1項第2号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。))に係るものに限る。)、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助(以下この章において「指定自立訓練(生活訓練)等」という。)を提供する時間帯 指定自立訓練(生活訓練)事業所等(当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等が設置する当該指定に係る指定自立訓練(生活訓練)事業所(宿泊型自立訓練に係るものに限る。)、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この条において同じ。)の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定短期入所を提供する時間帯(アに掲げるものを除く。) 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下の場合 1以上

(イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超える場合 1に、当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第98条第2項の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

(1) 条例第98条第2項第1号に掲げる場合 当該入所施設等の利用者の数及び空床利用型事業所（同項に規定する空床利用型事業所をいう。以下この章において同じ。）の利用者の数の合計数を当該入所施設等の利用者の数とした場合において、当該入所施設等として必要とされる数以上

(2) 条例第98条第2項第2号に掲げる場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等（日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を提供する時間帯 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。）の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。） 次の（ア）又は（イ）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める数

（ア） 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下の場合 1以上

（イ） 当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超える場合 1に、当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 条例第98条第3項の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

(1) 条例第98条第3項第1号に掲げる場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助、外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービスを提供する時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、アに掲げる時間帯以外の時間帯 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 当該日の利用者の数が6以下の場合 1以上

(イ) 当該日の利用者の数が6を超える場合 1に、当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 条例第98条第3項第2号に掲げる場合 前号イの(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ当該規定に定める数  
(設備及び備品等)

第18条 条例第100条第4項の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、8平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備及びブザー又はこれに代わる設備を備えること。

(2) 食堂 食事の提供に支障がない広さを有するとともに、必要な備品を備えること。

(3) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 洗面所及び便所 居室のある階ごとに設けるとともに、利用者の特性に応じたものであること。

(便宜に要する費用の内容)

第19条 条例第104条第3項の市規則で定める費用の額は、次に掲げるとおりとし、第1号及び第2号に掲げる費用の額については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 光熱水費

(3) 日用品費

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

(定員)

第20条 条例第107条の市規則で定める数は、次の各号に掲げる事業所ごとに、それぞれ当該各号に定める数とする。

- (1) 併設事業所 利用定員及び居室の定員を超える数
- (2) 空床利用型事業所 当該施設の利用定員(指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居及びユニットごとの入居定員をいう。)及び居室の定員を超える数
- (3) 単独型事業所(条例第98条第3項に規定する単独型事業所をいう。) 利用定員及び居室の定員を超える数  
(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準)

第21条 条例第108条の2の市規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第147条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(八王子市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例(平成26年八王子市条例第59号。以下「指定介護予防居宅サービス等基準条例」という。))第129条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。)(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)の居室の面積を、指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第146条に規定する指定短期入所生活介護をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防居宅サービス等基準条例第128条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。)(以下「指定短期入所生活介護等」という。)の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第22条 条例第108条の3の市規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準条例第

86条第2項第2号ウ若しくは第195条第2項第2号ウ又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第48条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準条例第82条第5項若しくは第191条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。)の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービスの利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第23条 第19条の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第24条 条例第109条の市規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、条例第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第130条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは条例第141条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等(指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。)のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準条例第82条第5項又は第191条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。

(2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所

の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)を通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と条例第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第130条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは条例第141条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス)を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)の3分の1から9人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、6人)までの範囲内とすること。

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準条例第86条第2項第2号ウ又は第195条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

(4) 基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第25条 第19条の規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

#### 第6章 自立訓練(機能訓練)

(従業者の配置の基準)

第26条 条例第123条第1項の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

イ 看護職員の数は、1以上とすること。

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上とすること。



エ 生活支援員の数は、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下の場合 1以上

イ 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第123条第2項の市規則で定める基準は、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くこととする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に指定自立訓練(機能訓練)事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

4 第1項各号に規定する従業者(条例第123条第1項ただし書の規定により、第1項第1号の理学療法士又は作業療法士に代えて置かれる機能訓練指導員を含む。)及び第2項に規定する生活支援員は、専ら当該指定自立訓練(機能訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項第1号の看護職員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第1項第1号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(準用)

第27条 第8条の規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

(便宜に要する費用の内容)

第28条 条例第126条第3項の市規則で定める費用の額は、次に掲げるとおりとし、第1号に掲げる費用の額については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練(機能訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第29条 条例第129条の2の市規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メー

トル以上であること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)  
第30条 条例第129条の3の市規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人)以下とすること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第82条若しくは第191条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第31条 第28条の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第32条 条例第130条の市規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合において、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数との合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。
- (4) 基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切な基準該当自立訓練(機能訓練)を提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第33条 条例第130条の2の市規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と条例第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第130条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは条例第141条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人)以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小

規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と条例第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第130条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは条例第141条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する、通いサービスの利用者の数並びに条例第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第130条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは条例第141条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を通いサービスの利用者の数とした場合における指定地域密着型サービス基準条例第82条又は第191条に規定する基準を満たしていること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮するために必要な広さを有すること。
- (5) 条例第130条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第34条 第28条の規定は、基準該当自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

#### 第7章 自立訓練(生活訓練)

(従業者の員数)

第35条 条例第133条の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

(1) 生活支援員 常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除して得た数とイに掲げる利用者の数を10で除して得た数との合計数以上

ア イに掲げる利用者以外の利用者の数

イ 指定宿泊型自立訓練(指定自立訓練(生活訓練)のうち、宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。)の利用者の数

(2) 地域移行支援員 1以上

(3) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下の場合 1以上

イ 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 健康管理等を要する利用者のために看護職員を置いている指定自立訓練(生活訓練)事業所における前項第1号の規定の適用については、同号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法で」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とする。

3 指定自立訓練(生活訓練)事業者が、指定自立訓練(生活訓練)事業所における指定自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練(生活訓練)(以下この項において「訪問による指定自立訓練(生活訓練)」という。)を提供する場合は、前2項の規定による従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

4 第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に指定自立訓練(生活訓練)事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

5 第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する従業者は、

専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第1項第1号（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

7 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（設備）

第36条 条例第135条第1項の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有するとともに、必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所及び便所 利用者の特性に応じたものであること。

2 条例第135条第2項の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。

イ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

（便宜に要する費用の内容）

第37条 条例第137条第3項の市規則で定める費用の額は、次に掲げるとおりとし、第1号に掲げる費用の額については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第137条第4項の市規則で定める費用の額は、次に掲げるとおりとし、第1号から第3号までに掲げる費用の額については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
  - (2) 光熱水費
  - (3) 居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用
  - (4) 日用品費
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- (共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第38条 条例第140条の2の市規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第39条 条例第140条の3の市規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人)以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
------	------

26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第82条若しくは第191条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第40条 第37条の規定は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)

第41条 条例第141条の市規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合において、当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数との合計数で除して得た面積が、3平方メートル以上であること。

(4) 基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者に対して適切な基準該当自立訓練(生活訓練)を提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)



第42条 条例第141条の2の市規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数と条例第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第130条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは条例第141条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人)以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と条例第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第130条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは条例第141条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する、通いサービスの利用者の数並びに条例第95条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第130条の2の規定によ

り基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは条例第141条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第71条の6において準用する指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数を通いサービスの利用者の数とした場合における指定地域密着型サービス基準条例第82条又は第191条に規定する基準を満たしていること。

(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮するために必要な広さを有すること。

(5) 条例第141条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第43条 第28条の規定は、基準該当自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

#### 第8章 就労移行支援

(従業者の配置の基準)

第44条 条例第144条の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、1以上とすること。

(2) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上

(3) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下の場合 1以上

イ 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に指定就労移

行支援事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

3 第1項に規定する従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第1項第2号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の配置の基準)

第45条 条例第145条の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下の場合 1以上

イ 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前条第2項から第4項まで及び第6項の規定は、条例第145条の市規則で定める基準について準用する。

(準用)

第46条 第8条及び第28条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

#### 第9章 就労継続支援A型

(従業者の配置の基準)

第47条 条例第155条の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる基準を満たすために必要な数

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下の場合 1以上

イ 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に指定就労継続支援A型事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

3 第1項に規定する従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の職業指導員及び生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤の者でなければならない。

5 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(設備)

第48条 条例第157条第1項の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練・作業室 訓練又は作業に支障がない広さを有するとともに、必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所及び便所 利用者の特性に応じたものであること。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第49条 条例第165条の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

(1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数

(2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数

(3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

第50条 第28条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。

## 第10章 就労継続支援B型

(準用)

第51条 第28条、第47条及び第48条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第52条 第28条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。

## 第11章 就労定着支援

(従業者の配置の基準)

第53条 条例第175条の3の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- (1) 就労定着支援員 常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上
  - (2) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数(当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型(以下「生活介護等」という。)に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。)の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
    - ア 利用者の数が60以下の場合 1以上
    - イ 利用者の数が60を超える場合 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に指定就労定着支援事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。
- 3 第1項に規定する従業者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 第1項第2号に規定するサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

## 第12章 自立生活援助

(従業者の配置の基準)

第54条 条例第175条の14の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- (1) 地域生活支援員 1以上
  - (2) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
    - ア 利用者の数が30以下の場合 1以上
    - イ 利用者の数が30を超える場合 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項第1号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すごとに1とする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に指定自立生活援助事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。
- 4 第1項に規定する従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

### 第13章 共同生活援助

#### (従業者の配置の基準)

第55条 条例第177条の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- (1) 世話人 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上
  - (2) 生活支援員 常勤換算方法で、アからエまでに掲げる数の合計数以上
    - ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成26年厚生労働省令第5号。以下この章において「区分省令」という。)第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数
    - イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数
    - ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数
    - エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数
- (3) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
  - ア 利用者の数が30以下の場合 1以上
  - イ 利用者の数が30を超える場合 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端

数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に指定共同生活援助事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

3 第 1 項に規定する従業者は、専ら当該指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

( 設備 )

第 5 6 条 条例第 1 7 9 条第 2 項の市規則で定める基準は、4 人以上とする。

2 条例第 1 7 9 条第 4 項の市規則で定める基準は、2 人以上 1 0 人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を 2 人以上 2 0 人 ( 市長が特に必要があると認めるときは 3 0 人 ) 以下とすることができる。

3 条例第 1 7 9 条第 5 項の市規則で定める数は、2 以上 3 0 以下 ( ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同じ数を上限とする。 ) とする。

4 条例第 1 7 9 条第 7 項の市規則で定める基準は、2 人以上 1 0 人以下とする。

5 条例第 1 7 9 条第 9 項の市規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

( 1 ) 一の居室の定員は、1 人とすること。ただし、利用者へのサービス提供上必要と認められる場合は、2 人とすることができる。

( 2 ) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7 . 4 3 平方メートル以上とすること。

6 条例第 1 7 9 条第 1 0 項の市規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

( 1 ) 入居定員は、1 人とすること。

( 2 ) 居室の面積は、収納設備等を除き、7 . 4 3 平方メートル以上とすること。

( 便宜に要する費用の内容 )

第 5 7 条 条例第 1 8 6 条第 3 項の市規則で定める費用の額は、次に掲げるとおりとする。

( 1 ) 食材料費

( 2 ) 家賃 ( 法第 3 4 条第 1 項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合 ( 同条第 2 項において準用する法第 2 9 条第 4 項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者を支払われた場合に限る。 ) は、当該利用者に係る家賃の月額から法第 3 4 条第 2 項において準用する法第 2 9 条第 5 項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。 )

( 3 ) 光熱水費

( 4 ) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

( 従業者の配置の基準 )

第58条 条例第192条の4の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

(1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を5で除して得た数以上

(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除して得た数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除して得た数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除して得た数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除して得た数

(3) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに掲げる数

ア 利用者の数が30以下の場合 1以上

イ 利用者の数が30を超える場合 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者(夜間及び深夜の時間帯に勤務(宿直勤務を除く。))を行う世話人又は生活支援員をいう。)を置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に日中サービス支援型指定共同生活援助事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

4 第1項及び第2項に規定する従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業



所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第2項に規定する従業者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。  
(設備)

第59条 条例第192条の6第2項の市規則で定める基準は、4人以上とする。

2 条例第192条の6第4項の市規則で定める基準は、2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、1つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、1つの建物の入居定員の合計は20人以下とする。

3 前項の規定にかかわらず、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人(市長が特に必要があると認めるときは30人)以下とすることができる。

4 条例第192条の6第5項の市規則で定める数は、2以上30以下(ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同じ数を上限とする。)とする。

5 条例第192条の6第7項の市規則で定める基準は、2人以上10人以下とする。

6 条例第192条の6第9項の市規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者へのサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(準用)

第60条 第57条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

(従業者の配置の基準)

第61条 条例第195条の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

(1) 世話人 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上

(2) サービス管理責任者 ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下の場合 1以上

イ 利用者の数が30を超える場合 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に外部サービス利用型指定共同生活援助事業者の指定を受ける場合は、推定数によるものとする。

3 第1項に規定する従業者は、専ら当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第62条 第56条及び第57条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

#### 第14章 多機能型に関する特例

(従業者の配置の基準等の特例)

第63条 条例第204条第1項の市規則で定める数は、20とする。

2 条例第204条第1項の市規則で定める基準は、第7条第4項、第26条第5項及び第6項、第35条第6項、第44条第4項及び第5項並びに第47条第4項(第51条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤の者とする。

3 条例第204条第2項の市規則で定める基準は、第7条第1項第3号及び第5項、第26条第1項第2号及び第7項、第35条第1項第3号及び第7項、第44条第1項第3号及び第6項並びに第47条第1項第2号及び第5項(これらの規定を第51条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の事業ごとの利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。この場合において、サービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

(1) 利用者の数の合計が60以下の場合 1以上

(2) 利用者の数の合計が60を超える場合 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

#### 第15章 離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

(従業者の配置の基準)

第64条 条例第207条の市規則で定める基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める員数とする。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数(特定基準該当生活介護(条例第206条に規定する特定基準該当生活介護をいう。以下同じ。))を提供する事業所に限る。)

- (2) 看護職員 1以上(特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)  
(条例第206条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)  
を提供する事業所に限る。)
- (3) 理学療法士又は作業療法士 1以上(特定基準該当生活介護を提供する事業所にお  
ける利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は  
特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に限る。)
- (4) 生活支援員 常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除して得た数及びイに  
掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上  
ア 特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練(機能訓練)及び特定基準該当自立  
訓練(生活訓練)(条例第206条に規定する特定基準該当自立訓練(生活訓練)を  
いう。以下同じ。)の利用者  
イ 特定基準該当就労継続支援B型(条例第206条に規定する特定基準該当就労継続  
支援B型をいう。以下同じ。)の利用者
- (5) 職業指導員 1以上(特定基準該当就労継続支援B型を提供する事業所に限る。)
- (6) サービス管理責任者 1以上

2 第1項第4号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。

3 第1項第6号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤の者でなければならない。  
(利用定員)

第65条 条例第209条の市規則で定める基準は、10人以上とする。

(準用)

第66条 第8条の規定は、条例第206条に規定する特定基準該当障害福祉サービスの事  
業について準用する。

2 第9条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(条例第206条に規定する特  
定基準該当障害福祉サービス事業者をいう。以下同じ。)(特定基準該当生活介護の事業  
を行う者に限る。)について準用する。この場合において、同条第4号中「指定生活介護」  
とあるのは、「特定基準該当生活介護」と読み替えるものとする。

3 第28条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓練(機  
能訓練)の事業を行う者に限る。)について準用する。この場合において、同条第3号中  
「指定自立訓練(機能訓練)」とあるのは、「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」と読  
み替えるものとする。

4 第37条第1項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者(特定基準該当自立訓

練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、同項第3号中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは、「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

- 5 第28条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、同条第3号中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは、「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置）

第2条 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第9条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計数以上とする。

- (1) アからウまでに掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数
- ア 利用者の平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除して得た数
  - イ 利用者の平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数
  - ウ 利用者の平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数
- (2) 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値を用いるものとする。ただし、新規に指定生活介護事業者の指定を受ける場合の前項の利用者の数は、推定数によるものとする。

（設備に関する経過措置）

第3条 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）第1条の規定による改正前の障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下この条において「旧障害者自立支援法」という。）附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧障害者自立支援法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第1号に掲げる精神

障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）の建物として平成18年10月1日前から存していたもの（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、改築される等により建物の構造を変更したものを除く。）において指定共同生活援助の事業等を行う場合における第41条（第44条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第41条第4項中「2人以上10人以下」とあるのは「2人以上30人以下」とし、同条第5項第2号の規定は適用しない。

（指定宿泊型自立訓練に関する経過措置）

第4条 精神障害者生活訓練施設の建物として平成18年10月1日前から存していたもの（同日において基本的な設備が完成していたものを含み、同日後に増築され、改築される等により建物の構造を変更したものを除く。）において指定宿泊型自立訓練を行う場合における第27条第2項第1号の規定の適用については、当分の間、同号中「1人」とあるのは「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）第1条の規定による改正前の障害者自立支援法（平成17年法律第123号）附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下この号において「精神障害者生活訓練施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号）第1条第1号の規定による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）附則第3条の適用を受けていたものを除く。）にあつては2人以下とし、精神障害者生活訓練施設（同条の適用を受けていたものに限る。）にあつては4人以下」と、「一の居室の面積は」とあるのは「利用者1人当たりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは「4.4平方メートル」と読み替えるものとする。

（外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における従業者の員数に関する経過措置）

第5条 施行日において、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（平成25年厚生労働省令第124号）附則第4条の適用を受ける条例第195条に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所について、第43条の規定を適用する場合においては、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは「10」と読み替えるものとする。

(指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置)

第6条 条例附則第5条の場合における第40条第1項第2号アからエまでの規定の適用については、平成30年3月31日までの間、「利用者の数」とあるのは「利用者の数(条例附則第5条の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数)」と読み替えるものとする。

附 則(平成27年3月31日規則第51号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第36号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第18号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。